

平成 24 年 11 月 16 日
国土交通省航空局

ジェットスター・ジャパン株式会社に対する嚴重注意について

ジェットスター・ジャパン株式会社に対する検査等において、以下の不適切な事案が判明しました。

- ① 同社において、国土交通大臣の認可を受けた業務規程等に規定された資格要件を満たしていない者 2 名を確認主任者として選任し、業務を行わせていたこと。
- ② 上記の内 1 名について、確認主任者の資格要件を満足していないことを社内で認識したにもかかわらず、適切な是正措置がとられていなかったこと。

航空局ではこれまでも同社に対する監査等を通じて整備作業の実施等に関して随時改善を求めてきたところですが、航空機が安全基準に適合していることを最終的に確認する重要な役割をもった確認主任者について、業務規程等に基づく適切な資格管理がなされておらず、このような不適切な状態が組織として適切に発見及び是正されなかったことは、同社の整備管理を実施する組織が有効に機能していないと考えられます。

このような状態のまま同社が事業拡大を行っていくことは、運航の安全性に重大な影響を及ぼしかねないため、同社に対して嚴重注意を行うこととし、必要な措置を検討の上、平成 24 年 12 月 17 日までに文書にて報告することを求めることとしましたので、お知らせします。

添付資料：ジェットスター・ジャパン株式会社に対する嚴重注意文書

連絡先

国土交通省航空局安全部

航空事業安全室 成澤、清水（内線 50142）

航空機安全課 山田（内線 50213）

電話番号：03-5253-8111

03-5253-8731、-8735（夜間直通）

FAX 番号：03-5253-1661

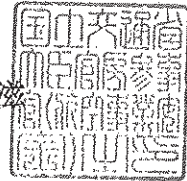


国官参事第 1532 号
国空機第 917 号
平成 24 年 11 月 16 日

ジェットスター・ジャパン株式会社
安全統括管理者 酒井 忠雄 殿

国土交通省

大臣官房参事官(航空事業安全)
航空局安全部航空事業安全室長 高野 滋



航空局安全部航空機安全課長 川勝 弘彦



確認主任者の資格管理等の徹底について (嚴重注意)

貴社に対する航空法第 20 条第 1 項の認定に係る検査等において、同条第 2 項に基づき国土交通大臣の認可を受けた業務規程等に規定された確認主任者の要件を満たしていない者 2 名を、それぞれ平成 24 年 6 月 29 日及び 10 月 9 日に確認主任者に選任し、確認主任者の業務に従事させていたこと並びに上記 6 月 29 日に選任された確認主任者については確認主任者の要件を満足していないことを本年 7 月に認識したにもかかわらず、適切な是正措置がとられていなかったことが判明した。

航空局としては、これまでも貴社に対する監査等を通じて整備作業の実施等に関して随時改善を求めてきたところであるが、航空機が安全基準に適合していることを最終的に確認する重要な役割をもった確認主任者について業務規程等に基づく適切な資格管理がなされておらず、このような不適切な状態が組織として適切に発見され、及び是正されなかったことは、貴社の整備管理を実施する組織が有効に機能していないと考えられ、誠に遺憾であり、嚴重に注意する。

貴社においては、このような状態のまま事業拡大を行っていくことが運航の安全性に重大な影響を及ぼしかねないことを深刻に受け止めるとともに、こうした事態に至った根本的な原因の究明及び解決に全社を挙げて取り組まれない。

また、今後、同様の事態を発生させないための対策を策定するとともに、その具体的な内容、実施計画等について、平成 24 年 12 月 17 日までに文書にて報告されたい。